

今後御議論いただく項目

<省令で定める事項>

- 1 決議の届出の方法 【法第41条の2第1項】
- 2 労働者の同意の方法 【法第41条の2第1項】
- 3 対象業務 【法第41条の2第1項第1号】
- 4 職務の合意の方法 【法第41条の2第1項第2号イ】
- 5 年収要件の算定方法及び額 【法第41条の2第1項第2号ロ】
- 6 健康管理時間から除くことができる時間及び健康管理時間を把握する方法 【法第41条の2第1項第3号】
- 7 選択的措置における①インターバルの時間数、②深夜業の回数、③健康管理時間の上限の時間数、④臨時の健康診断における要件及び項目
【法第41条の2第1項第5号】
- 8 省令で定める健康確保措置 【法第41条の2第1項第6号】
- 9 その他の省令で定める決議事項 【法第41条の2第1項第10号】
- 10 健康確保措置の実施状況の報告の方法 【法第41条の2第2項】
- 11 医師による面接指導の要件 【安衛法第66条の8の4、第66条の9】
- 12 その他省令で定める事項

<指針で定める事項>

対象労働者の適正な労働条件の確保を図るための事項

【法第41条の2第3項において準用する法第38条の4第3項】